

【個人の皆様へ】

1 お申込み方法・お振込み方法について

所定の振込用紙に必要事項を記載していただき、銀行または郵便局窓口からお振込みください。三井住友銀行またはゆうちょ銀行（郵便局）からのお振込みは、振込手数料のご負担はございません。

所定の振込用紙がお手元がない場合は、「寄付申込書」を、E-mail または FAX にて法人事務室募金担当までお申込みください。受付後、所定の振込用紙をお送りいたします。

2 ご芳名の可否

匿名をご希望の方は、払込取扱票の 匿名希望 に✓印をつけてください。芳名録では、「匿名」として掲載させていただきます。なお、✓印のご記入のない方は、ご芳名を開示させていただきます。

3 税制上の優遇措置

学校法人啓明学園への寄付に対しましては、税制上の優遇措置（寄付金控除）が受けられます。税制上の優遇措置を受けるための手続きとして、ご寄付者には**確定申告**を行っていただく必要があります。

(1) 所得税の優遇措置

ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間に、次の①・②の書類を添付して、住所地を所轄する税務署で確定申告を行ってください。（①・②は併せて本学園からお送りいたします。）

(注) 入学された年の 12 月末日までは、税法上「学校の入学に関わる寄付金」とみなされ、税制優遇措置(寄付金控除)は受けられませんので、あらかじめご了承ください。

①「寄付金領収書」

「寄付金領収書」は、確定申告時に税務署へ提出する必要がありますので、1年間（1月～12月）の寄付金のご入金合計額をもって発行し、翌年 1 月末日までにご寄付者のお手元にお送りいたします。

②「(寄付金控除の対象となる) 証明書」

本学園への寄付金は、東京都知事より寄付金控除の対象となる証明を受けております。税額控除の対象となる寄付金の証明書「税額控除に係る証明書」および所得控除の対象となる寄付金の証明書「特定公益増進法人であることの証明書」をお送りしますので、どちらかを選択して所得税の優遇措置を受けてください。

A 税額控除制度

寄付金額が 2,000 円を超える場合、その超えた金額の 40%に相当する金額が、当該年の所得税から控除されます。所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、Bの「所得控除制度」と比較して減税効果が大きくなります。

$$\text{減税額 ※1} = (\text{寄付金額 ※2} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$$

※1 減税額（税額控除）は、その年の所得税額の 25%が上限となります。

※2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限となります。

B 所得控除制度

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

$$\text{減税額} = (\text{寄付金額 ※3} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}$$

※3 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限となります。

(2) 住民税の寄付金による控除

住民税の寄付金控除（税額控除）は、控除対象寄付金として条例により指定されている都道府県・市区町村にお住まいの方（ご寄付いただいた翌年の 1 月 1 日現在）を対象として適用されます。当該対象者は、本学園に対して 2,000 円を超える寄付を行った場合、確定申告を行うことにより住民税の寄付金控除を受けることができます。

なお、控除の対象となっている都道府県・市区町村、その他の詳細につきましては、お住まいの自治体へお問い合わせください。

$$\text{減税額} = (\text{寄付金額 ※4} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{住民税控除率}$$

※4 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の 30%が上限となります。